

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条第1項中「市長が別に定める」を「次項に定めるもの及び市長が別に定めるものの」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」及び「、市長が別に定めるほか」を削る。
- (2) 第13条第1項中「ついては、」の次に「次項に定めるもの及び」を加え、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」及び「、市長が別に定めるほか」を削る。
- (3) 第20条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。
- (4) 附則に次の1条を加える。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第6条 第14条の規定により一般職員の例によることとされている会計年度任用職員に対する令和2年12月の期末手当の支給については、札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和2年条例第 号。以下この条において「改正給与条例」という。）第1条の規定による改正前の給与条例第29条第2項の規定は、改正給与条例第1条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(理 由)

本市の一般職の職員の給与改定、会計年度任用職員の任期等を考慮して、本市の会計年度任用職員の令和2年12月に支給する期末手当については据え置く特例を講ずる等のため、本案を提出する。